

徳島県告示第四百九号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百五十八条第一項の規定により、令和二年四月一日次の事務を社会福祉法人日本保育協会に委託した。

令和二年六月十二日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県民環境関係手数料条例（平成十二年徳島県条例第二十四号）別表第一の二百の項から二百一の項までに掲げる事務に係る手数料の徴収の事務